

奈良県雇用維持支援補助金申請要領

(最終改正：令和4年9月16日)

1. 事業概要

雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対して、雇用維持のための措置に要した経費の一部について奈良県雇用維持支援補助金を交付します。

2. 対象

補助金は、雇用調整助成金等の支給決定を奈良労働局長から受けた中小・小規模事業者を対象に交付します。

※「雇用調整助成金等」とは、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金をいいます。

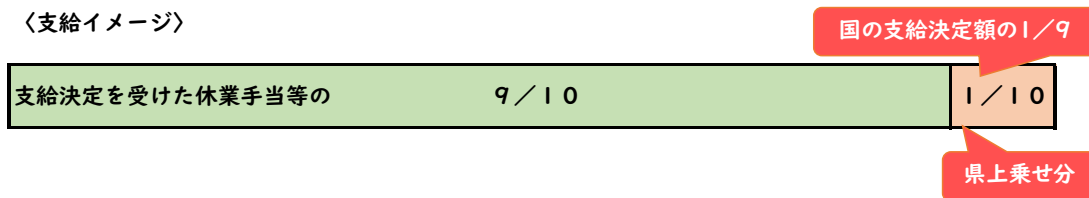
※「中小・小規模事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者やこれに準ずると認められるもの及び常時雇用する従業員が概ね20人以下の事業主や個人事業主をいいます。

3. 補助金額

(1)補助対象経費は、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日から令和4年11月30日までの雇用調整助成金等の対象となる休業に係る手当等の額とします。

(2)補助金の額は、補助対象経費に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定された額のうち、奈良労働局長から10分の9の助成率で支給決定を受けた額(ただし、教育訓練及び出向に係る額を除く)を基礎額とし、当該基礎額に9分の1を乗じることにより得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て)とします。

〈支給イメージ〉



4. 申請期間

令和4年5月27日(金)～令和5年1月31日(火)(当日消印有効)

5. 申請書類

申請にあたっては、以下の全ての書類を提出してください。

(1) 奈良県雇用維持支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)

※必要事項を記入し、押印してください。

(押印の省略も可能ですが、本人確認のためご連絡させていただきますので予めご了承ください。)

※「(2)雇用調整助成金等の支給決定通知書(奈良労働局長名)の写し」ごとに作成してください。

(2) 雇用調整助成金等の支給決定通知書(奈良労働局長名)の写し

※令和4年1月1日から令和4年11月30日を判定基礎期間の初日に含む申請に対する支給決定通知書の写しを添付してください。

※支給決定通知書に、助成率が10分の9である旨の記載がないものは対象外です。

(3) 口座振替申出書兼相手方登録依頼書(別紙1)

※申請者の名称、代表者名を記入し、申請書と同じ印鑑で押印してください。

(申請書の押印を省略された場合、本様式についても押印不要です。)

※住所及び氏名は申請書の申請者と同じになるよう記入してください。

※振込先の口座は、申請者の本人名義(法人の場合は、当該法人名義)の口座に限ります。

※2回目以降の申請では省略可(申請時に過去申請歴がある旨を申し出てください)。

(4) 奈良県雇用維持支援補助金請求書(別紙2)

※申請者住所、氏名、代表者名を記入し、申請書と同じ印鑑で押印してください。

(申請書の押印を省略された場合、本様式についても押印不要です。)

※日付、請求額、交付決定日・番号、振込先口座は記載不要です。

(書類審査後、事務局で記載します。)

(5) 補助金の振込先口座の通帳等の写し

※振込先口座の金融機関、支店名、口座番号、口座名義人が分かる部分(通帳の場合は表紙ではなく、2ページ目の見開き部分)の写しを添付してください。

※口座振替申出書兼相手方登録依頼書(別紙1)記載の口座と同じものに限り、ます。

※インターネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとインターネットバンキングの支店名、口座番号、口座名義人が分かるページの写しを提出してください。

※2回目以降の申請では省略可(申請時に過去申請歴がある旨を申し出てください)。

6. 申請書類の提出

申請書類は、郵送により提出してください。送料は申請者側でのご負担をお願いします。

7. 交付の通知

審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付額を記載した交付決定通知書を送付します。

審査の結果、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

8. 補助金の交付

補助金の交付決定がなされた場合は、交付決定通知書の送付から概ね2週間程度で交付決定額を振込先口座へ交付します。

9. 補助金の返還

補助金交付後に、要件を満たさない事実や不正が判明した場合は、当該補助金を返還していただきます。

10. その他

補助金交付事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。